

平成25年3月21日3月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 齊木 亨
4番 小池 拓司	5番 鈴木 深由希	6番 桑田 典章
7番 岡田 美津子	8番 久保井 昭則	9番 助木 達夫
10番 新家 良和	11番 福岡 誠志	12番 山村 恵美子
13番 澤井 信秀	14番 杉原 利明	15番 穴戸 稔
16番 保実 治	17番 池田 徹	18番 大森 俊和
19番 竹原 孝剛	20番 平岡 誠	21番 小田 伸次
22番 林 千祐	23番 亀井 源吉	24番 伊達 英昭
25番 國岡 富郎	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（25名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 津森 貴行	総務部長 元廣 修
財務部長 中原 環	地域振興部長 藤井 啓介
福祉保健部長 森田 和利	子育て支援部長 大鎗 克文
総合窓口センター部長 瀧 奥 恵	市民病院部事務部長 田邊 俊
教育長 児玉 一基	教育次長 白石 欣也
建設部長 花本 英蔵	水道局長 上岡 譲二
産業部長 堂本 昌二	君田支所長 平岡 淳
布野支所長 反田 博美	作木支所長 瀧 奥 祥二郎
吉舎支所長 中野 誠二	三良坂支所長 渡辺 健次
三和支所長 行原 雅典	甲奴支所長 藤原 晴彦
監査事務局長 伊川 文雄	選挙管理委員会事務局長 池田 祐治
農業委員会事務局長 高家 幸男	

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（5名）

事務局次長 福永 清三	次長 吉川 一也
議事係長 中村 静明	政務調査係長 池本 敏範
政務調査主任 瀧 熊 圭治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		産業建設常任委員長中間報告
第 2	議案第27号 議案第30号 議案第36号 陳情第1号	(総務常任委員長報告4件) 三次市行政組織条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について(原案可決) 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について(採択)
第 3	議案第23号 議案第31号 議案第32号	(教育民生常任委員長報告3件) 三次市新型インフルエンザ等対策本部条例(案)(原案可決) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく専用水道の整理に関する条例(案)(原案可決) 損害賠償の額を定めることについて(原案可決)
第 4	議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第28号 議案第29号 議案第33号 議案第34号 議案第35号	(産業建設常任委員長報告8件) 三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例(案)(原案可決) 三次市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(案)(原案可決) 三次市空き家等の適正管理に関する条例(案)(原案可決) 三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)(原案可決) 市道路線の認定について(原案可決) 土地改良事業計画の変更について(原案可決) 指定管理者の指定について(原案可決)

日程番号	議案番号	件名
第 5		(予算決算常任委員長報告21件)
	議案第 2 号	平成25年度三次市一般会計予算 (案) (原案可決)
	議案第 3 号	平成25年度三次市国民健康保険特別会計予算 (案) (原案可決)
	議案第 4 号	平成25年度三次市診療所特別会計予算 (案) (原案可決)
	議案第 5 号	平成25年度三次市介護保険特別会計予算 (案) (原案可決)
	議案第 6 号	平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計予算 (案) (原案可決)
	議案第 7 号	平成25年度三次市土地取得特別会計予算 (案) (原案可決)
	議案第 8 号	平成25年度三次市下水道事業特別会計予算 (案) (原案可決)
	議案第 9 号	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計予算 (案) (原案可決)
	議案第10号	平成25年度三次市簡易水道事業特別会計予算 (案) (原案可決)
	議案第11号	平成25年度三次市病院事業会計予算 (案) (原案可決)
	議案第12号	平成25年度三次市水道事業会計予算 (案) (原案可決)
	議案第13号	平成24年度三次市一般会計補正予算 (第 4 号) (案) (原案可決)
	議案第14号	平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決)
	議案第15号	平成24年度三次市診療所特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決)
	議案第16号	平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決)
	議案第17号	平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決)
	議案第18号	平成24年度三次市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決)
	議案第19号	平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決)
	議案第20号	平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (案) (原案可決)
	議案第21号	平成24年度三次市病院事業会計補正予算 (第 3 号) (案) (原案可決)
	議案第22号	平成24年度三次市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (案) (原案可決)

日程番号	議案番号	件名
第 6	報告第 8 号	専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 7	議案第42号	平成24年度三次市一般会計補正予算（第 5 号）（案）（原案可決）
第 8	議案第37号	人権擁護委員の候補者の推薦について（異議なし）
第 9	議案第38号	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて（同意）
	議案第39号	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて（同意）
	議案第40号	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて（同意）
第 1 0	議案第41号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて（同意）
第 1 1	発議第 2 号	狩猟者の人材育成や施設整備などによる鳥獣被害対策の強化を求める意見書（案）（原案可決）
第 1 2	発議第 3 号	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）（原案可決）
第 1 3	発議第 4 号	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）（原案可決）
第 1 4		常任委員の選任（決定）
追加日程 第 1		広報広聴常任委員会の閉会中継続審査について（決定）

平成25年3月三次市議会定例会議事日程（第6号）

（平成25年3月21日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		産業建設常任委員長中間報告……………	359
第 2		（総務常任委員長報告4件）	
	議 27	三次市行政組織条例の一部を改正する条例（案）……………	360
	議 30	三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………	360
	議 36	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について……………	360
	陳 1	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出について……………	360
第 3		（教育民生常任委員長報告3件）	
	議 23	三次市新型インフルエンザ等対策本部条例（案）……………	364
	議 31	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく専用水道の整理に関する条例（案）……………	364
	議 32	損害賠償の額を定めることについて……………	364
第 4		（産業建設常任委員長報告8件）	
	議 24	三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例（案）……………	365
	議 25	三次市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）……………	365
	議 26	三次市空き家等の適正管理に関する条例（案）……………	365
	議 28	三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）……………	365
	議 29	三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）……………	365
	議 33	市道路線の認定について……………	365
	議 34	土地改良事業計画の変更について……………	365
	議 35	指定管理者の指定について……………	365

日程番号	議案番号	件名
第 5		(予算決算常任委員長報告21件)
	議 2	平成25年度三次市一般会計予算(案) …………… 366
	議 3	平成25年度三次市国民健康保険特別会計予算(案) …………… 366
	議 4	平成25年度三次市診療所特別会計予算(案) …………… 366
	議 5	平成25年度三次市介護保険特別会計予算(案) …………… 367
	議 6	平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計予算(案) …………… 367
	議 7	平成25年度三次市土地取得特別会計予算(案) …………… 367
	議 8	平成25年度三次市下水道事業特別会計予算(案) …………… 367
	議 9	平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計予算(案) …………… 367
	議 10	平成25年度三次市簡易水道事業特別会計予算(案) …………… 367
	議 11	平成25年度三次市病院事業会計予算(案) …………… 367
	議 12	平成25年度三次市水道事業会計予算(案) …………… 367
	議 13	平成24年度三次市一般会計補正予算(第4号)(案) …………… 367
	議 14	平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号) (案) …………… 367
	議 15	平成24年度三次市診療所特別会計補正予算(第2号)(案) …… 367
	議 16	平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号) (案) …………… 367
	議 17	平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) (案) …………… 367
	議 18	平成24年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第1号) (案) …………… 367
	議 19	平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) (案) …………… 367
	議 20	平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) (案) …………… 367
	議 21	平成24年度三次市病院事業会計補正予算(第3号)(案) …… 367
	議 22	平成24年度三次市水道事業会計補正予算(第1号)(案) …… 367
第 6	報 8	専決処分の報告について(訴えの提起について) …………… 373
第 7	議 42	平成24年度三次市一般会計補正予算(第5号)(案) …………… 373

日程番号	議案番号	件名	
第 8	議 37	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	376
第 9	議 38	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて……………	376
	第 39	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて……………	376
	議 40	三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて……………	376
第10	議 41	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて……………	378
第11	発 2	狩猟者の人材育成や施設整備などによる鳥獣被害対策の強化を求める意見書（案）……………	378
第12	発 3	住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）……………	380
第13	発 4	三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）……………	383
第14		常任委員の選任……………	385
追加日程 第 1		広報広聴常任委員会の閉会中継続審査について……………	386


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

本日は3月定例会最終日であります。

各委員会審査の報告と採決及び追加議案等の審議を行います。

ただいまの出席議員数は26名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、鈴木議員及び小池議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 産業建設常任委員長中間報告

○議長（沖原賢治君） 日程第1、産業建設常任委員長中間報告を議題といたします。

報告を求めます。

（産業建設常任委員長 小田伸次君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 小田産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 小田伸次君 登壇〕

○産業建設常任委員長（小田伸次君） 皆さんおはようございます。

それでは、産業建設常任委員長の中間報告を行います。

産業建設常任委員会では、本委員会が所管する事務の審査等に役立てるため、本年度、関係する市内の団体等と意見交換を行いました。開催状況と主な内容について報告いたします。

8月23日、三次商工会議所から会頭を初め13名の参加をいただき開催いたしました。本市における商工業の現状報告の後、温泉つきスポーツ合宿施設の建設、プレミアム商品券の発行、コンベンションビューローの設置など数々の提案をいただき、その他活発な質疑を行いました。

次に、8月24日、三次広域商工会から会長を初め10名の参加をいただき開催いたしました。商工会の組織や主要事業の説明の後、新事業進出支援対策、特色ある6次産業化の推進、Iターン・Uターン者への特別優遇制度など数々の提案をいただき、商工会各支所の取り組みや課題などについても意見交換を行いました。

次に、11月5日、農業委員34名の参加をいただき開催いたしました。農業活性化対策として、農産物の販路の拡充や新規就農者への支援策などの提案や市内各地域の農業の課題について多くの発言がありました。

次に、11月7日、三次農業協同組合から代表理事、副組合長を初め4名の参加をいただき開催しました。農業従事者の高齢化や農業販売額の低下などの課題報告の後、鳥獣被害対策防止の強化、（仮称）農作業機械組合の設立、集落型農業法人の設立支援などの要望や分業型の6次産業化、ファーマーズ・マーケットの設立などの提案をいただきました。

次に、2月6日、三次地方森林組合から代表理事組合長を初め4名の参加をいただき開催しました。森林・林業の再生と森林組合の取り組みについて説明を受け、提案型集約化施業の必要などについて質疑を行いました。

本委員会では、これらの意見交換での提案や把握した課題などについて、市担当部局に対し状況調査を行いました。また、各委員が一般質問の中においても提言等を行ったところであり
ます。

最後に、この意見交換会は、審査のための貴重な情報収集の場であり、今後とも継続的に取
り組んでいくことを述べ、本委員会の中間報告といたします。

○議長（沖原賢治君） 本件は報告のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 総務常任委員長報告4件

議案第27号 三次市行政組織条例の一部を改正する条例（案）

議案第30号 三次市横谷ふるさとセンター設置及び管理条例の一部を改正する  
条例（案）

議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

陳情第1号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充  
実を求める意見書の提出について

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議案第27号三次市行政組織条例の一部を改正する条例（案）外  
2議案及び陳情1件を一括議題といたします。

議案3件、陳情1件について総務常任委員長の報告を求めます。

（総務常任委員長 亀井源吉君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 亀井総務常任委員長。

〔総務常任委員長 亀井源吉君 登壇〕

○総務常任委員長（亀井源吉君） 皆さんおはようございます。

総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において総務常任委員会に審査付託となりました議案3件及び陳情1件について、  
その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月8日に委員会を開催し、担当副市長等の出席を求め、慎重に審査い  
たしました。

議案第27号三次市行政組織条例の一部を改正する条例（案）外議案2件については、審査の  
結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、陳情第1号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求め  
る意見書の提出については、審査の結果、願意妥当と認め、全員一致をもって採択してよいも  
のと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、委員会の総意とされたも  
のを申し上げます。

議案第27号については、行政組織の変更に関連し、支所職員の段階的な削減が懸念される。  
三次市のまちづくりの一端を担う支所の役割は重要であり、支所の権限や機能の低下につな  
がることのないよう、組織体制については特段の配慮を願いたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

（7番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 岡田議員。

○7番（岡田美津子君） 私は、先ほどの総務委員長報告の中にありました陳情第1号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出についてに反対の立場で討論いたします。

この表題や、陳情項目1の憲法第25条の完全保障を実現するため公務公共のサービスの体制・機能の充実を図ることや2の防災対策など、住民の安全・安心を確保するための体制・機能の充実などは当然重要なことであり、賛同するものでございます。

がしかし、この陳情書の趣旨は、陳情趣旨の文章の中にもありますように、「出先機関の原則廃止を初めとする地域分権改革や道州制は地方において国が果たすべき責任を曖昧にする」などとうたい、今国が行っている地方分権改革や道州制導入の議論を否定するものであり、その上での陳情項目です。

都市部と地方の格差、官僚機構の弊害、各地域における住民のニーズの多様化などで中央集権型の行政の限界が指摘される中、地方への税財源や権限移譲、国の出先機関の統廃合など統治機構の改革が課題になっております。私たち公明党は、地域分権改革、地域主権や道州制は、国と地方の協働の強化、地域の活性化、充実した行政サービス、住民本位の地域づくりを真に実現させるためのものと考えております。これまでの中央集権的な日本の統治機構のあり方を改め、国と地方の役割分担を明確にし、地域のニーズに柔軟に対応した効率的で効果的な行財政改革で新しい国の形を目指すものです。地域分権改革や道州制の導入があたかも国と地方の協働や住民の安全・安心を確保できないという趣旨の陳情書であります。そういう矛盾したことには決してならないと考えます。

よってこの陳情第1号には反対といたします。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成討論を許します。

（2番 須山敏夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 須山議員。

○2番（須山敏夫君） 私は、ただいまの総務常任委員長報告に対し、まず議案第27号三次市行政組織条例の一部を改正する条例（案）に意見を付して賛成の討論を、次にただいま反対討論の

ありました陳情第1号に対する賛成討論を行います。

まず初めに、議案第27号に対しての意見を付しての賛成討論であります。本案は、新庁舎建設事業、市民ホール建設事業及び農業交流連携拠点施設整備の3事業について、2016年度までの整備完成を見据え、事業を円滑かつ着実に推進してため、部局を越えて横断的に事業を統括、実行する特命プロジェクト推進部を設置すること及び三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業施行条例の一部を改正しようとする条例案であります。

設置期間を2年とする特命プロジェクト推進部については、重要事業を着実に進めていくために私は必要な部局の設置というふうに捉えております。しかし、この特命プロジェクト推進部の設置に伴って変更される支所の2係を1係に統合することについては、市民生活に身近な課題に対応していくために、組織内の壁を取り払い、柔軟な対応ができる組織づくりが必要であり、1係に一本化することによって支所管内の業務は支所全体でより円滑な住民対応に取り組むと説明をされましたけれども、支所の人員が減らされることは地域住民の皆さんにとって大きな問題であります。2係を1係に1つにまとめることで住民サービスが後退することのないよう、住民自治組織などの意見や声に十分耳を傾け、これまで以上に対話、連携を強化するなど、最善の手だてをとるべきであるとの意見をつけて賛成の討論とします。

次に、陳情第1号に対する賛成討論を行います。

陳情第1号は、東日本大震災や毎年の台風などによる大きな自然災害が発生している中、公務労働者は、国、地方を問わず復旧・復興に全力で取り組んでおり、国の機関においては、これらの活動に当たって全ての地方出先機関が本省と一体になって役割を發揮していること、そして公務・公共サービスの重要性や構造改革路線の問題点が指摘されるとともに、国民の命を守り、安全・安心を確保するためには、国と地方の協働による責任と役割の發揮が不可欠であることが改めて明らかになったこと、しかしその一方で、現在の都道府県制度をなくし、国の役割を外交や防衛、危機管理などに限定する道州制導入の議論が、国民のための議論ではなく、導入ありきで進められようとしており、この議論が進めば、国民の暮らし、福祉、教育などにかかわる国の責任が大きく後退し、さらなる市町村合併によって住民生活や地域格差の拡大が一層進行し、住民自治の形骸化などが懸念されるとしています。

これらのことから、出先機関の原則廃止を初めとする地方分権改革や道州制は、地域において国が果たすべき役割、責任を曖昧にするもので、政府の使命に反し、憲法第25条に定める国民的要求に背くものであるとの趣旨に基づき、国に対して意見書の提出を求めるものであります。

道州制の導入は、国民の多くが求めていることではありません。国や政府において、いわゆる上から押しつけてくる、いわゆる地方分権改革と称して、行財政改革などとともに、地方の権限を弱め、一括して国が統治しようとする狙いを持ったものであります。

国が構造改革路線による行財政改革と財政難を理由に国民に負担を押しつける政策を次々と打ち出している現状において、国民の命と暮らし、福祉や教育を守らなければならないとの立場から、私はこの陳情の趣旨及び要望事項に賛同するものであります。

どうか全員の皆さんが賛同されるようお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありませんか。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私は、今の陳情第1号に関して反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

まず、今回の陳情については、国家公務員の職員、労働組合から出された提案であります。さらに、現在自民党・公明党連立政権が政権が運営されておりますけれども、そういったところを含めて、地方分権改革でありますとか地域主権改革、あるいは国家公務員削減というものは、いわゆる政府なり、あるいは民主党時代もそうでありましたけれども、今後の地域主権、地方分権を担う上で大事な事として推進をされた事業でありますし、旧政権の民主党時代にあっても、この出先機関を廃止をしたり、国家公務員の職員の2割削減を行ったりというのは旧民主党でも提案をされてきたものであります。

さらに、県内でも、今回の陳情について調べてみますと、半分程度の議会ではこの陳情について、報告のみとして審議をされないところもありますし、さらには不採択として全て取り扱っておるところがほとんどであるというふうに聞いております。三次市だけがこの陳情を採択して、なおかつ意見書を提出するという事は、どうも地方分権、地域主権の改革の中身からすると逆行しているものと思われまます。国にしても、これに賛成をしているのは、政党で言うところ共産党、社民党ぐらいのものであろうかと思っております。

そういった観点からも、今現在やらなければいけないのは、地方分権改革、地域主権改革、さらに国家公務員の削減、そういったところを取り組んでいくというのが、当然地方六団体、市長会にしても、市議会議長会にしても、統一した意思であろうかと思っておりますし、それを鑑みて、今回の陳情には採択すべきではない、委員長の報告に対して反対の討論とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第27号外2議案及び陳情1件を採決いたします。

初めに、反対討論のありました陳情第1号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書の提出についてを採決いたします。

この陳情は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたしたいと思っております。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって陳情第1号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求め

る意見書の提出については採択と決しました。

次に、議案第27号外2議案を採決いたします。

議案3件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案3件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 異議なしと認めます。

よって議案第27号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 教育民生常任委員長報告3件

議案第23号 三次市新型インフルエンザ等対策本部条例(案)

議案第31号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に基づく専用水道の整理に関する条例(案)

議案第32号 損害賠償の額を定めることについて

○議長(沖原賢治君) 日程第3、議案第23号三次市新型インフルエンザ等対策本部条例(案)外2議案を一括議題といたします。

議案3件について教育民生常任委員長の報告を求めます。

(教育民生常任委員長 宍戸 稔君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 宍戸教育民生常任委員長。

[教育民生常任委員長 宍戸 稔君 登壇]

○教育民生常任委員長(宍戸 稔君) 皆さんおはようございます。教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において教育民生常任委員会に審査付託となりました議案3件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月8日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

議案第23号三次市新型インフルエンザ等対策本部条例(案)外議案2件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第23号については、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた際の対策本部の設置に関する条例案であるが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定される市町村行動計画の早期策定を含め、事前の想定訓練の実施や予防接種に係る優先順位の設定など、有事の際に迅速かつ適切な対応が図られるよう万全の態勢を整えられたい。

次に、議案第32号損害賠償の額を定めることについては、市有地内の樹木の枝落下による損

害賠償事案であり、早急の枝木の伐採等、対処されるとともに、同様の事案がないか実態調査し、再発防止に努められたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号外2議案を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第23号外2議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 産業建設常任委員長報告8件

議案第24号 三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例  
（案）

議案第25号 三次市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）

議案第26号 三次市空き家等の適正管理に関する条例（案）

議案第28号 三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

議案第29号 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第33号 市道路線の認定について

議案第34号 土地改良事業計画の変更について

議案第35号 指定管理者の指定について

○議長（沖原賢治君） 日程第4、議案第24号三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例（案）外7議案を一括議題といたします。

議案8件について産業建設常任委員長の報告を求めます。

（産業建設常任委員長 小田伸次君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 小田産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 小田伸次君 登壇〕

○産業建設常任委員長（小田伸次君） それでは、産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において産業建設常任委員会に審査付託となりました議案8件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会では、去る3月8日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

議案第24号三次市都市公園及び都市公園施設の設置の基準を定める条例（案）外議案7件については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第26号三次市空き家等の適正管理に関する条例（案）については、1、空き家等が管理不全な状態となることを未然に防ぐため、所有者等の責務等、その周知と啓発を図られたい。2、条例の運用に当たっては、市と空き家等の所有者との間に法律関係の争いが発生しないよう注意されたい。

議案第28号三次市駐輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）については、新設される三次駅南駐輪場の管理に当たっては、防犯対策や適正な駐車方法の啓発を行うなど周辺環境に配慮されたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられた指摘及び意見についても今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号外7議案を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第24号外7議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 予算決算常任委員長報告21件

議案第 2号 平成25年度三次市一般会計予算（案）

議案第 3号 平成25年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）

議案第 4号 平成25年度三次市診療所特別会計予算（案）

- 議案第 5号 平成25年度三次市介護保険特別会計予算(案)
- 議案第 6号 平成25年度三次市後期高齢者医療特別会計予算(案)
- 議案第 7号 平成25年度三次市土地取得特別会計予算(案)
- 議案第 8号 平成25年度三次市下水道事業特別会計予算(案)
- 議案第 9号 平成25年度三次市農業集落排水事業特別会計予算(案)
- 議案第10号 平成25年度三次市簡易水道事業特別会計予算(案)
- 議案第11号 平成25年度三次市病院事業会計予算(案)
- 議案第12号 平成25年度三次市水道事業会計予算(案)
- 議案第13号 平成24年度三次市一般会計補正予算(第4号)(案)
- 議案第14号 平成24年度三次市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第15号 平成24年度三次市診療所特別会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第16号 平成24年度三次市介護保険特別会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第17号 平成24年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第18号 平成24年度三次市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(案)
- 議案第19号 平成24年度三次市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)(案)
- 議案第20号 平成24年度三次市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)(案)
- 議案第21号 平成24年度三次市病院事業会計補正予算(第3号)(案)
- 議案第22号 平成24年度三次市水道事業会計補正予算(第1号)(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第5、議案第2号平成25年度三次市一般会計予算(案)外20議案を一括議題といたします。

議案21件について予算決算常任委員長の報告を求めます。

(予算決算常任委員長 國岡富郎君、挙手して発言を求め)

○議長(沖原賢治君) 國岡予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長 國岡富郎君 登壇]

○予算決算常任委員長(國岡富郎君) 予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において予算決算常任委員会に審査付託となりました議案21件について、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会は、去る3月12日から15日までと18日の5日間にわたり委員会を開催し、担当部局長の出席を求め慎重に審査いたしました。

議案第2号平成25年度三次市一般会計予算(案)については、審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

議案第3号平成25年度三次市国民健康保険特別会計予算(案)外議案19件については、審査

の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第2号については、1つ、将来の安定した財政基盤の確立を図るため、長期的な視野に立ち、常にコスト意識や経営感覚を持って財政運営に当たられたい。2つ、各事業実施においては、新まちづくり計画との整合を図り、地域間における進捗状況の差の是正に努めるとともに、残事業が確実に実施されるよう見通しを示されたい。3つ目、予算編成における自治会など団体への補助金の一律削減方針は、地域住民のまちづくりに対する意欲を損なうことも懸念される。今後は、それぞれの自治会や団体などの活動状況や実態を考慮した上での予算とされたい。4つ目、緊急経済対策関連予算の事業は、景気経済対策や事業目的に沿うよう効率的な発注と執行に努められ、三次市の活性化につなげられたい。5つ目、中国横断自動車道尾道松江線の全線開通を間近に控えたこの時期にあっても、交流人口の拡大や観光客誘致などに対する具体的な取り組みに乏しい。早期に取り組みを進め、具現化をされたい。6つ目、三良坂小中一貫校の建設に関するこれまでの協議においては、十分な地元合意が得られているとはいえない。今後の事業計画に対しては、地元や関係者との協議をもとに、その意向を十分反映した予算措置などの対応を図られたい。

次に、議案第11号平成25年度三次市病院事業会計予算（案）について、PET-CT、陽子電子放射線断層撮影装置の導入は、地域がん治療連携拠点病院としての機能充実とがん医療に対する貢献度は大いに期待できる。機器の運用を十分に検討するとともに、看護配置基準7対1を早期に実現し確実なものとした上で、病院経営の安定を図られたい。

以上、述べました事項のほか、委員会審査において各委員から述べられました指摘及び意見についても今後施策に十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。

○議長（沖原賢治君） ただいまの委員長報告に対する質疑は、予算決算常任委員会において既に行われていますので、省略をいたします。

これより討論を願います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

（1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 吉岡議員。

○1番（吉岡広小路君） 私は、議案第2号平成25年度の一般会計予算案に関し反対の立場で討論させていただきたいと思います。

まず、委員長の報告にもありましたように、数々の問題点があります。

平成25年度も、その地方財源というのは大変厳しく、三次市も例外ではありません。特に合併算定による交付税の削減が予想される中で、平成25年度自主財源比率は24.1%まで落ち込み、県下でも最低クラスになろうかと思えます。こうした中で、事業の見直しであるとか行財政改革が十分に行われているとは思えません。

さらに、新庁舎建設を急速に進める一方で、先ほど委員長の報告にもありましたように、各団体への補助金を一律5%以上カットしたり、さらには平成26年度も引き続き5%以上のカットを予定をされておるなど、こういった住民生活に結びつく補助金のカットでありますとか、三良坂小・中学校の校舎新築等に関する問題も、しっかり保護者などの関係者の皆さんの理解が得られていない点、また尾道松江線を核とした、いわゆる三次市活性化策としての具体的な事業やその方向性が見えてこないという中身であろうかと思えます。

加えて、質疑の中でもしましたけれども、今回（仮称）市民ホールの入札が不調不落到ちてしまっています。いまだにその内容について今後どうなるか説明がありませんけれども、事業費が現状維持なのか、さらに膨らむと想定されるのか、執行部からの説明がないばかりか、例えば市役所建設に関しては、平成25年度におけるその事業の駐車場の確保でありますとかその代金、造成費、そういったものも含めたその内容すら委員会で説明をされていないのが現実です。もしこの市民ホール等も、今後事業費が膨らんでくるということになりますと、また市庁舎の問題、学校の建設の問題、全て建築に係る事業費が高騰してくるということも予想されます。そういった意味でも、今回の予算全体に係る事業費がどうなるかということも執行部はこの予算議会の中で明らかにすべきであったであろうかと思えます。

以上のような点を勘案して、私自身は平成25年度一般会計予算案には反対とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を行います。

（9番 助木達夫君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 助木議員。

○9番（助木達夫君） 私は、議案第2号平成25年度三次市一般会計予算（案）に対しまして賛成の立場から討論を行います。

御承知のとおり、平成27年度以降の普通交付税の段階的な減額など、今後一層の財政難が見込まれる中、後年度負担の軽減を図る事業の展開が必要であると考えております。このため、市民ホール建設事業、新庁舎建設事業、三次駅周辺整備事業、さらには常備消防の救急無線デジタル化事業など防災・減災への取り組みや酒河小学校整備事業、三良坂小中一貫教育校整備事業など、今実行しなければならない事業は、平成26年末までには完成を目指してできるだけ早期に完了すべきであると考えております。

長引く不況の中、地方財政の現状は極めて厳しい状況下に置かれております。景気停滞などの影響で市税が減少する一方で、地方交付税の減額など厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革の推進や各種経費の抑制の中で、平成25年度予算に、先ほど申し述べましたとおり、将来の発展につながるような諸施策が盛り込まれておる編成となっております。

特に申し上げたいことは、尾道松江線の開通というタイミングに合わせた具体的な事業がないと捉えて、他の市町よりおくれをとっているような意見もあるようですが、単に開通特需に踊るのではなく、本市が目的地となるための具体的な仕掛けについては、開通後の実際の人の流れを分析してから、施設の種類、規模や位置等を決定しても特に問題はないと私は考えてお

ります。むしろ財政の効果的な支出につながるものと確信をしております。

厳しい財政状況の中ではありますが、的確な行財政運営に一層努められ、住んでよかったと実感できるまちづくりを市民と一体となって取り組まれることを切に要望し、私の賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありませんか。

（13番 澤井信秀君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 澤井議員。

○13番（澤井信秀君） 私は、議案第2号平成25年度一般会計予算（案）に賛成の立場で討論いたします。

平成25年度一般会計予算（案）は、これまでの生活最優先都市三次のまちづくりを進めていくとともに、昨年12月に策定した三次市実施計画の各施策を着実に推進していく内容が盛り込まれています。その中でも、市長の施政方針や予算案のポイントにあります中国横断自動車道尾道松江線の活用によるオール三次観光交流事業の展開、東日本大震災を教訓とした、災害に強い防災体制の整備として、防災・減災への取り組み、地域ぐるみの健康づくりによる健康寿命の延伸を図るいきいき健康日本一のまちへの取り組み、これら3つの重点ビジョンは、三次市が直ちにに取り組むべき最重要施策として位置づけられるものではないでしょうか。

特に、3月30日に三次以北が開通する中国横断自動車道尾道松江線については、観光と交流の拡大の展開はもちろんのこと、産業活力の強化を図り、頑張るまちづくりの展開につながるものであり、必要なタイミングに効果的な施策を打っていくことが不可欠であります。予算成立、事業執行に支障を生じさせることは得策ではありません。

さらに、平成25年度は、国の経済対策事業を活用して実施していく平成24年度補正予算と連携しながら効果的に実施していく内容も含まれており、本件予算は市民生活の面からも必要であります。

また、今後の三次市の財政状況を考えますと、財政の健全化を一層取り組まなければなりません。平成25年度予算案には、行財政改革推進計画に基づく人件費の抑制、内部管理費の削減や保育所運営や学校給食調理業務の民間委託の推進が盛り込まれているとともに、プライマリーバランスの黒字の維持や財政調整基金の標準財政規模の10%以上の確保など独自の基準を設定し、それをクリアする中で、事業執行の予算を編成する取り組みがされています。

そうした考えで、市民ホール建設事業に当たっては、平成26年秋の完成を目指し、財源としては、政府の緊急経済対策を活用し、市の直接負担を最小限に考えられており、また新庁舎建設事業においては、老朽化し、耐震に問題のある本館を建てかえ、災害発生時の復興の拠点としての機能を持たせる庁舎として実施すべきであります。

以上のことから、今後も行財政改革の一層の取り組みを進め、財政の健全化を図りながら、市長が掲げられています生活最優先都市三次を市民が実感でき、市民生活に密着した事業を早期かつ効果的に執行していただきますよう切望し、議案第2号平成25年度三次市一般会計予算（案）に対します賛成意見とします。

○議長（沖原賢治君） ほかに討論ありますか。

（20番 平岡 誠君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 平岡議員。

○20番（平岡 誠君） 私も、議案第2号平成25年度一般会計予算（案）について賛成の立場で討論を行います。

平成25年度一般会計の当初予算案は、市の実施計画に基づき、国の緊急経済対策を活用した補正予算と結びつけられ、本市合併の総仕上げ予算と位置づけられているものであります。特に補正予算は、全て繰越明許費として年度当初から事業を実施し、当初予算執行に引き続いて切れ目のない経済対策に重点を置かれたものとなっております。

増田市長は、施政方針の中で、中国横断自動車道尾道松江線の平成26年度全線開通を見据え、尾道松江線を生かすオール三次活力づくりの展開に向けた生活最優先都市三次を目指し、前進から実行の年とすることを明確に出されております。

その中でも、重点ビジョンとして、尾道松江線の活用のほか、防災・減災の取り組みといきいき健康日本一のまちの3点を掲げ、市民が安心して暮らしていくための予算として提案されているものです。

しかし、日本の経済は、昨年末の自公政権の復活により、デフレ経済からの脱却を掲げるアベノミクスによって急激に円安が進み、大きな変化を見せております。三次市の今後にとっても大きな影響を及ぼすことは避けられないものと考えられます。

本市は、合併当時に比べて、財政状況は厳しいながらも改善してきております。特に、新市まちづくり計画にある残りの大型事業は、平成27年度からの合併加算の段階的減少と平成32年には約30億円の交付金が減額されるという状況の中、今の時期を逃して後年度に延ばすことはできないものと思っております。延ばすことによっても有利な条件は乏しく、工費の高騰、消費税の引き上げ、市民生活への影響などを考えれば、決して有利な条件が生まれてくるとは考えられません。

中でも市民ホール建設事業は、議会においても予算議決したもので、建設、設計、用地の買収が終わり、これからも計画どおり事業が執行されることを強く願っております。

先般3月5日執行された三次市民ホール建設工事に係る一般競争入札において不成立になったことは大変残念であります。こうした不落の状況は、呉市庁舎建設にも見られるように、全国各地で発生している問題であります。東日本大震災復興事業の増大に伴う急激な資材費あるいは人件費などの高騰や円安が進んでいることも要因になっており、実施計画段階では予想もつかなかった事態であります。これからも困難さはあると思いますが、実態に即した対応をとり、補正予算、当初予算などをもって速やかに建設事業実施ができるようしっかりと取り組み、平成26年秋の開館ができるよう強く願っております。

次に、新庁舎建設事業も同様に、平成26年度末完成に向けて事業執行を行えるよう強く要望しておきたいと思っております。

先日新聞で、南海トラフ地震で巨大地震が発生した場合、被害額は最悪で220兆円に及ぶ

試算が出されております。広島県の被害も3兆円に及ぶと想定されております。

一方では、建物の耐震化率を100%に高めるなど対策を徹底すると、直接被害は半減すると分析もされております。この大地震の起きる確率は高く、そう遠くない時期に発生するとも言われております。こうしたマスコミの内容を信じるか信じないかは個々人の勝手ではありますが、少なくとも行政は内閣府の発表を全く無視することはできないと思います。

こうした視点に立てば、幸い三次市の学校、保育所などの公共施設の耐震化事業は県内でもトップに入るぐらいに進んでおります。平成25年度には学校、保育所が終わり、新しく立てかえとなる三良坂小中が残るだけになります。また、老朽化した本庁舎本館の立てかえは、南海トラフ地震を想定したら、財政の許す限り、一刻も早く進めるべきものであります。もっと検討を重ねる必要があると時期尚早とする考えこそ無責任を言わざるを得ません。子どもたちの命も市の職員の命も重さは同じであります。市民ホール建設入札状況を十分考慮され、計画どおり建設に向けた作業がなされることを私は願っておりますとともに、市民の皆さんへできるだけ迷惑のかからないような仮庁舎移転がスムーズに行われるよう願っております。

次に、平成26年1月実施予定の十日市保育所、愛光保育所の民営化に当たっては、行政としての保育・育児の責任を明確にし、保護者、地域の理解を十分に得るとともに、保育士の労働条件の向上が図れるようにしていただきたいということであります。

また、防災行政情報伝達システム整備事業においても、株式会社ケーブルビジョンの個別外部監査における指摘や意見が出されておりますが、子会社を含めこれらの解明がなされないままや、設備更新計画もできていない状況や、議会での特別委員会の推移など十分配慮され、事業執行していただきたいということを強く要望して、私の賛成討論といたします。

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより議案第2号外20議案を採決いたします。

初めに、反対討論のありました議案第2号平成25年度三次市一般会計予算（案）を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって議案第2号平成25年度三次市一般会計予算（案）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号を除く議案第3号外19議案を採決いたします。

議案20件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

議案第3号外19議案は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第3号外19議案は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第8号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（沖原賢治君） 日程第6、報告第8号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました報告第8号の報告1件について御説明申し上げます。

報告第8号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の入居者に対し滞納家賃等の支払い督促の申し立てを行ったところ、督促異議の申し立てがなされ、これに伴い訴訟事件に移行することとなったことによりまして、訴えを提起することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき御報告申し上げるものでございます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告1件は、地方自治法に基づき指定された専決処分でありますので、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第42号 平成24年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第7、議案第42号平成24年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第42号について御説明申し上げます。

議案第42号平成24年度三次市一般会計補正予算（第5号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、繰越明許費の補正であります。

第1条繰越明許費の補正につきましては、第1表のとおり、市民ホール建設事業について、金額を8億6,570万円から12億6,570万円に変更しようとするものであります。

以上、議案1件につきましてよろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（15番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸議員。

○15番（宍戸 稔君） ちょっと聞かせていただきますけども、額を4億円余り増額しての繰り越しということでございますけども、この理由はもちろんなんですけども、過疎債という起債を充当しての枠の確保ということで、次年度の予算確保が、枠確保が難しいということからの予算増額をしての繰り越しという説明でありますけども、そこら辺のもう少し詳しい説明を行っていただきたいというふうに思います。

さらには、これが今期の定例会の初日、一般会計補正予算（第4号）の中でなぜこういうことが取り組めなかったのかと、上程ができなかったのかということも含めてちゃんとした説明を願いたいというふうに思います。

（財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 中原財務部長。

○財務部長（中原 環君） まず、この財源の問題でありますけれども、財源については、4億円の全額がいわゆる過疎債でございます。過疎債については、この平成16年の合併以降、20億円から30億円の幅で過疎債のほうを利用してございまして、現在200億円を超える累計になっていると思うんですけども、いずれにしても、この過疎債というのは借り入れの額が交付税のように保障されているものではないと。毎年、毎年、国の財源によって動くものでございまして、国全体では約3,000億円余りあるんだろうと思うんですが、いずれにしても平成25年度に広島県に対して幾ら幾ら過疎債枠をお渡ししますといったようなことというのは新年度になってみんと出てきませんので、いずれにしても、その部分について、せっかく24年度で過疎枠が割り当てられているものを、今回4億円を不執行という形で不用額として処理をした場合には4億円の財源がいわゆる消えてなくなるという可能性があるということですので、これらについては県とも十分協議をした上で、今回不用額という扱いをせずに繰り越しという手続をとらせていただくということにしたということでもあります。

それから、なぜ議案第4号の補正にこの繰り越しの4億円のプラスができなかったのか。そりゃ、そうしていれば12億円を超える額になっと思ったと思うんですけども、2月28日でしたか、第4号のいわゆる提案をし、それが御上程いただいたわけでありまして、その時点では入札ができておりません。入札は3月5日ですから、当然この繰り越しというのは、その時点では、その3月5日までは、これは24年度中に執行するという見込みを持って当然やっておるわけですから、議案第4号へこの4億円が載ってくるはずがありません。したがって、3月5日の入札を待ってこの判断をしたわけでありまして。したがって、議員が言われるように、別にできることをしないで来たといったようなことではなくて、今、今回、きょう御上程いただいたというこの日程は最短の日程であるということだけ御理解をいただきたいと思っております。

（15番 宍戸 稔君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 宍戸議員。

○15番（宍戸 稔君） 最短の日程という説明だったんですけども、先ほど部長のほうからも説明がありましたように、入札が3月5日に不調になったということから、この議案が議員運営委員会に出されたのが3月15日ですね。十日たってます。で、開会中の予算常任委員会があるわけなので、それにいち早く上程すべきだと思うんです。それが最短と言われましたけども、今回のこの最終日にこのことを審議しなければいけないということになったこと自体が非常に遺憾だというふうには私は思います。当然予算常任委員会の中で審議すべき事項だったものにもかかわらず、そういう日程の空白を置いて上程されたというのはいかがなものかというふうには思います、いかがでしょうか。

（財務部長 中原 環君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 中原財務部長。

○財務部長（中原 環君） それは大きな誤解だと思います。3月5日に入札が不調になったり不落になったりということが明らかになりました。我々としては、次の方法といいますか、次はどのような手続をとるべきかということをもっと検討に入るわけですが、当然。当然ながら、この不落、不調に至った原因等についてもあわせて検討を開始したわけでありまして、今回平成24年度の繰り越しをお願いをするということを決めたのは3月13日の部内会議です。ですから、それを経て、14日には議長、副議長説明、そして15日には議運へ説明をさせていただくという手順でありますので、全くおくれをとったようなことではないということでもありますので、そこは十分御理解をいただきたいと思います。

○議長（沖原賢治君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第42号は委員会の付託を省略することに決しました。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第42号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 議案第37号 人権擁護委員の候補者の推薦について**

○議長（沖原賢治君） 日程第8、議案第37号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第37号について御説明申し上げます。

議案第37号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、三次市の区域における人権擁護委員の山根勇氏の任期が平成25年6月30日をもって満了することに伴い、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、引き続き同氏を同委員の候補として法務大臣に推薦することについて市議会の意見を求めようとするものであります。なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり異議ないものと回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって議案第37号は原案のとおり異議ないものと回答することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第38号 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて

議案第39号 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて

議案第40号 三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて

○議長（沖原賢治君） 日程第9、議案第38号から議案第40号三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第38号から議案第40号までの議案3件について一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第38号三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市固定資産評価審査委員会委員の升原行章氏の任期が平成25年4月29日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。なお、委員の任期は3年となっております。

次に、議案第39号三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市固定資産評価審査委員会委員の池田峰子氏の任期が平成25年4月29日をもって満了することに伴い、新たに上岡和博氏を同委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。なお、委員の任期は3年となっております。

最後に、議案第40号三次市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市固定資産評価審査委員会委員の甲谷伸樹氏の任期が平成25年4月29日をもって満了することに伴い、新たに林敬子氏を同委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。なお、委員の任期は3年となっております。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

まず、議案第38号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第38号は同意することに決しました。

次に、議案第39号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第39号は同意することに決しました。

次に、議案第40号についてお諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第40号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第41号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長(沖原賢治君) 日程第10、議案第41号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 高岡副市長。

[副市長 高岡雅樹君 登壇]

○副市長(高岡雅樹君) ただいま御上程になりました議案第41号について御説明申し上げます。

議案第41号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育委員会委員の沖田稔氏の任期が平成25年5月13日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を同委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により市議会の同意を求めようとするものであります。なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(沖原賢治君) 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(沖原賢治君) 御異議なしと認めます。

よって議案第41号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 発議第2号 狩猟者の人材育成や施設整備などによる鳥獣被害対策の強化を求める意見書(案)

○議長(沖原賢治君) 日程第11、発議第2号狩猟者の人材育成や施設整備などによる鳥獣被害対策の強化を求める意見書(案)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(8番 久保井昭則君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 久保井議員。

[8番 久保井昭則君 登壇]

○8番(久保井昭則君) ただいま御上程となりました発議第2号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、大森俊和議員、池田徹議員、小田伸次議員、保実治議員、吉岡広小路議員、澤井信秀議員、小池拓司議員と私久保井昭則でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

発議第2号

狩猟者の人材育成や施設整備などによる鳥獣被害対策の強化を求める意見書（案）

農林水産省は、平成24年度補正予算において、農作物を荒らす鹿やイノシシなどの捕獲頭数に応じて捕獲者へ助成を行う方針であり、目標とする緊急捕獲頭数を30万頭としている。また鳥獣侵入防止柵の設置強化、拡大などの助成と合わせて、合計129億円を計上しております。

農林業者の生産力や意欲をそぐ鳥獣被害に対して、これまでも各市町村で捕獲報償金が定められ、捕獲頭数をふやす施策を行ってきた。しかし、地域の鳥獣被害対策に尽力いただいている現在の狩猟者は、多くが60歳代以上であり、今後狩猟の担い手不足が予測される地域も多い早急に狩猟者数をふやすための人材育成が必要となる。

鳥獣被害に対する人材育成に関しては、環境省が平成19年より鳥獣保護管理に係る人材育成事業として取り組んでいるが、地域の実情は逼迫しており、今後はより重点的な強化が求められる。

捕獲した鳥獣の利活用はさまざまであるが、狩猟者の負担軽減や資源としての有効的に活用できるように、利活用の手法や組織体制、加工施設運営のノウハウを確立し、各地方自治体へ普及させる必要がある。

また、人里離れた鳥獣は、特に農地及び農産物に深刻な被害を与えたり、交通事故の要因や人を襲ったりする危険性もある。現在、ほ場周辺では有害鳥獣の捕獲が難しいため、防護柵設置に対する補助が主流である。一方で、防護柵で囲うことができない公道を介して侵入してくる有害鳥獣については、鳥獣が忌避するグレーチング設置などの施策があるが、その設置には工事費等を含めると費用が莫大にかかるため、広域的支援が必要となる。鳥獣の捕獲に危険も伴う人里は、里山との明確な境界を築く必要があり、施策のさらなる強化が必要である。

よって、政府においては、次の事項を速やかに行うことを強く要望する。

- 1 年齢構成層のバランスを重視し、安定した世代間の新規狩猟免許取得者の創出に向けた支援を強化すること。
- 2 新規狩猟免許取得者が安全かつ円滑に狩猟経験を積めるように、狩猟のリーダーや次期リーダーの育成を強化すること。
- 3 狩猟に関する理解を知識を深めるため、鳥獣被害対策に向けた狩猟の啓発活動を行い、意識の向上を図ること。
- 4 捕獲鳥獣の利活用の手法や加工施設運営のノウハウを確立し、狩猟者の労働軽減や安定した報酬の確保を実現させ、各地方自治体に普及させること。

5 人里と里山の境界を明確にさせるため、特に工事費を含めたグレーチング設置等に対し広域的な支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）3月21日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本意見書（案）は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって発議第2号狩猟者の人材育成や施設整備などによる鳥獣被害対策の強化を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 発議第3号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）**

○議長（沖原賢治君） 日程第12、発議第3号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（9番 助木達夫君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 助木議員。

〔9番 助木達夫君 登壇〕

○9番（助木達夫君） 皆さんおはようございます。

ただいま御上程となりました発議第3号について、提出者を代表して提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、林千祐議員、國岡富郎議員、福岡誠志議員、亀井源吉議員、須山敏夫議員、山村恵美子議員、桑田典章議員と私助木達夫でございます。

本案は、地方自治法第99条及び三次市議会会議規則第14条の規定により提出するものでござ

います。

案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

### 発議第3号

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）

東日本大震災や例年の台風などにより全国各地で大きな被害が発生している中、公務労働者は、国、地方を分かつたず、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。国の機関では、これらの活動に当たり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮している。仮に国の出先機関の廃止や地方以上が行われたなら、迅速な復旧など、取り組みは極めて困難であったと考えられる。

そうした復旧・復興活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や構造改革路線の問題点が指摘されるとともに、国民の命を守り、安全・安心を確保するためには、国と地方の双方による責任と役割發揮が不可欠なことは改めて明らかになった。

その一方で、現在の都道府県制度をなくし、国の役割を外交や防衛、危機管理、金融などに限定する道州制導入の議論が活発化している。国民のための議論ではなく、道州制導入ありきの議論が進めば、国民の暮らし、福祉、教育などにかかわる国家責任が大きく後退すること、またさらなる市町村合併によって、住民生活、地域格差の拡大が一層進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化などが懸念をされる。

さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けている。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど、生活への不安は増すばかりとなっている。

こうした中で、国民の命を守り、安全・安心を確保するためには、国と地方の協働による責任と役割の發揮が不可欠である。出先機関の原則廃止を初めとする地方分権改革や道州制は、地域において国が果たすべき責任と役割を曖昧にするもので、政府の使命に反するとともに、憲法第25条の完全保障を求める国民的要求にも背くものである。

よって、政府におかれては、次の事項について実現するよう強く要望する。

- 1 憲法第25条の完全保障を実現するため、国と地方の協働を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実を図ること。
- 2 防災対策や住民の安全・安心を確保するために、必要な国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年（2013年）3月21日

三 次 市 議 会

以上であります。全員の御賛同をいただきますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをします。

まず、反対の討論を許します。

（7番 岡田美津子君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 岡田議員。

○7番（岡田美津子君） 私は、発議第3号の意見書（案）に反対の立場で討論いたします。

私は、先ほど総務委員長報告の中で陳情第1号に対する反対討論を行いました。この発議第3号はそれに関連するものでございます。先ほど述べた答弁と同じ内容でこの意見書案には反対といたします。

以上です。

○議長（沖原賢治君） 次に、賛成の討論を願います。

（19番 竹原孝剛君、挙手して発言を求め）

○議長（沖原賢治君） 竹原議員。

○19番（竹原孝剛君） 発議第3号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）に意見を付して賛成をしたいと思います。

まず、この意見書案であります。この表題にありますように、住民の安心・安全を支える公務・公共サービスの体制ということですが、特にこの一昨年3月11日にありました東日本大震災における、やはり公務員、公共サービスの重視ということがなくてはやはり復興というのはできなかったわけでありまして、やはりこの基幹のところをしっかりすべきだというふうに思うわけでありまして。

特に国の強権による地方交付税削減というようなことは許されないわけではあります。しかし、憲法25条にありますように、「全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、さらに2項目めに、国として「全ての生活面において、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上及び推進に努めなければならない」と憲法25条にも明らかにしているところであります。

この観点で、今回この東南海・南海地震における被害額220兆円とも言われる中で、さらにこの体制というのは充実強化をされなくては、国民、市民の生活は安心・安全にできないということになるかと思っております。

よって1項目めにあります憲法25条の完全保障、さらに2項目めにある防災対策の充実を図るということですので、この案については意見を付して、国が強権を発動するということは厳に慎むということをして賛成をしたいと思います。というふうに思います。

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより発議第3号を採決いたします。



本意見書案は、反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。

本意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって発議第3号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求め  
る意見書（案）は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 発議第4号 三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第13、発議第4号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（18番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 大森議員。

〔18番 大森俊和君 登壇〕

○18番（大森俊和君） ただいま御上程されました発議第4号三次市議会委員会条例の一部を改
正する条例（案）について、提出者を代表し提案理由の説明を申し上げます。

提出者は、平岡誠議員、助木達夫議員、林千祐議員、伊達英昭議員、岡田美津子議員、亀井
源吉議員、宍戸稔議員、新家良和議員、澤井信秀議員と私大森俊和でございます。

本案は、議会改革推進の取り組みの一つとして、これまで広報広聴特別委員会が担ってきた
広報紙の発行や本年度から実施した議会報告会の開催に加え、今後はインターネットを活用し
た議会情報の発信や新たな情報収集等に恒常的に取り組み、広報広聴機能を強化するため、常
任委員会が必要であるとの判断から、広報広聴常任委員会を設置しようとするものであります。

あわせて、三次市行政組織条例の一部改正に伴い、総務常任委員会の所管に特命プロジェク
ト推進部を加えるため、関係条例である三次市議会委員会条例の一部を改正しようとするもの
であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第37条第2項の規定により
委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論を交互にお願いをいたします。

まず、反対の討論を許します。

(1番 吉岡広小路君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 吉岡議員。

○1番(吉岡広小路君) 私は、発議第4号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)に反対の討論をさせていただきたいと思いますが、その中で、特に広報広聴常任委員会の設置に反対という立場で意見を申し上げたいと思います。

前の予算決算特別委員会から常任委員会に設置になるときに申し上げたと思いますけれども、今回特に広報広聴の特別委員会を常任委員会にすることに関しては、いわゆる広報広聴というものの自体、常任委員会にしても、いわゆる執行部からの付託案件が恐らく全くないというふうに想定されることでありますとか、広報広聴の内容については、特に議長の諮問機関に関するようなことでありまして、特に議会内部の広報をどのようにやっていくか、あるいは市民の皆さんの意見をどのように捉えていくか、広聴をどのようにやっていくかというのは議会の組織としての内部の問題であろうかというふうに思いますし、それは常任委員会としての内容に適さないものであるというふうに思います。

さらには、今回の常任委員会を設置することによって、正副委員長手当というのが35万円程度発生をまたいたします。今の時期に議員の手当を新たにふやすということはあってはならぬことであろうかと思えます。

さらに、今回もし広報広聴常任委員会が設置されたとすると、26名の議員の中で、議長、副議長、監査委員を含め、議員報酬以外で手当をもらってる議員が13名ということは約半数にも達するということになりますので、どうもやはり議員のあり方、手当のあり方をもう一度根本から見直すべきであろうというふうに思います。

さらに、他の自治体の先進地を視察してみると、他の自治体では、常任委員長手当でありますとか副委員長手当でありますとか、そういったものに対しても行財政改革の観点から支給していない、委員長手当、副委員長手当、自治体も多く見られますので、こういったところも勘案して、広報広聴の常任委員会設置については、その内容も含めて反対とさせていただきます。

○議長(沖原賢治君) 次に、賛成の討論を行います。

(6番 桑田典章君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 桑田議員。

○6番(桑田典章君) 発議第4号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例(案)の広報広聴特別委員会を常任委員会化することについて賛成の立場で討論に参加させていただきます。

私は、常任委員会にすべきと考えます。これは三次市議会の議会改革の重要な一つでもあります。

情報技術の革新や高速通信、ネット等の普及が現在は進んでおり、情報について複雑化しております。今後も高度情報化社会は高速で進み、さらなる進化を続けることだというふうに考

えます。

新しいシステムやサービスへの対応が予想される中で、広報広聴の体制づくりも推進すべきだと考えます。

また、予算の関係ですが、年間約34万円の経費が必要となりますが、議会の活性化につながることやチェック機能を高めることで、それ以上の経費削減も期待できると考えます。常任委員会でもできるできないの議論でなく、日常定例化している現状を考えるべきだと私は思います。

現在の議会活動をより発展させるためにも、議会の広報広聴に関する全ての権限を付託できる広報広聴常任委員会にすべきです。

以上、賛成の討論といたします。

○議長（沖原賢治君） これをもって討論を終わります。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は、反対討論がありましたので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沖原賢治君） 起立多数であります。

よって発議第4号三次市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議案の公布が必要なため、休憩をしたいと思います。

11時50分まで休憩といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前11時34分——

——再開 午前11時50分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（沖原賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14 常任委員の選任

○議長（沖原賢治君） 日程第14、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、広報広聴常任委員に平岡議員、岡田議員、小田議員、吉岡議員、杉原議員、齊木議員、山村議員、小池議員の8人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よってただいま指名しました8人の議員を広報広聴常任委員に選任することに決定しました。

広報広聴常任委員会の正副委員長の互選については、次の休憩中に委員会を開催され互選されますよう、年長議員の方にはよろしくお願いをしたいと思います。

正副委員長の互選のため、休憩をいたします。

議長室においてすぐ開会をいたします。

再開は12時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午前 11時 51分——

——再開 午後 0時 8分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（沖原賢治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

広報広聴常任委員会の正副委員長の互選の結果について報告を受けましたので、御報告をいたします。

広報広聴常任委員会委員長に平岡議員、副委員長に岡田議員が選任されております。

お諮りいたします。

広報広聴常任委員長から閉会中の継続審査について申し出がありました。本件を日程に追加し、審議することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって広報広聴常任委員会の閉会中の継続審査についてを日程に追加し、審査することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 広報広聴常任委員会の閉会中継続審査について

○議長（沖原賢治君） 追加日程第1、広報広聴常任委員会の閉会中継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

広報広聴常任委員会へ、議会だよりの編成について、議会報告会の企画立案について、新たな広報広聴活動の企画立案について、以上を付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

以上で今期定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成25年3月三次市議会定例会を閉会をいたします。

22日間にわたる御審議、大変御苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午後 0時 10分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年3月21日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 鈴木深由希

会議録署名議員 小池拓司